

●草津市結婚新生活支援補助金に関してよくあるお問い合わせ

1. 申請について

(Q1-1) 申請受付期間はいつですか。

申請の受付は、令和7年6月2日から開始し、令和8年2月27日までとなっております。ただし、先着順（60件程度）で、予算がなくなり次第、受付を終了します。

(Q1-2) 令和7年度における新婚世帯の婚姻期間はいつから対象となりますか。

対象となる新婚世帯は、令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し受理されていることが条件にあります。令和8年2月28日から令和8年3月31日の間に婚姻届を提出される方は、別途、お問い合わせください。

(Q1-3) 郵送で申請することはできますか。

関係書類の確認や聞き取りをお願いしたいので、こども若者政策課（さわやか保健センター2階）へ、平日の午前8時30分から午後5時15分（7月以降は平日の午前9時00分から午後4時45分）までにご持参ください。なお、事前に電話やメールでお問い合わせしていただくこともできますし、追加の資料提出などは郵送でも対応しております。

(Q1-4) 申請は先着順で、予算に達した時点で終了すると聞きましたが、事前相談を行えば確実に補助金を受け取れますか。

こども若者政策課で事前相談をしていただいても、相談いただいた方の補助金を確保するものではありません。必要書類が全てそろった時点で、速やかに申請してください。

(Q1-5) 草津市以外で婚姻届を提出し、受理されている場合は対象になりますか。

対象になります。ただし、申請時において、夫婦の双方または一方の住民票の住所が草津市内であり、かつ、申請する住宅の住所と一致していることが必要です。

(Q1-6) 再婚の場合は、対象になりますか。

対象になります。ただし、夫婦の双方または一方が、当該補助金（当該制度と同様の趣旨による他市区町村または都道府県における補助金を含む）を受けたことがある場合は対象外です。

(Q1-7) 夫婦の一方、または双方が外国人である場合は、対象になりますか。

日本方式の婚姻をしていれば、対象となります。
外国方式の婚姻をしている場合は、戸籍に婚姻の事実を記載していれば、対象となります。

2. 所得について

(Q2-1) 所得とは、何を示しますか。収入の額とは違うのですか。

所得は、「令和7年度課税（所得）証明書」をもとに令和6年分（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）の夫婦の合計所得金額を合算した金額で判定します。
一般的に、給与所得者の方は、事業主から配布される「住民税特別徴収税額決定通知書」の「総所得金額」が所得になります。自営業の方は1年間の収入（売上金額）から必要経費を差し引いた利益に相当する金額が所得になります。

(Q2-2) 夫婦の合計所得は、どのように計算すればよいですか。

「令和7年度課税（所得）証明書」をもとに、令和6年分（令和6年1月1日から令和6年12月31日まで）の、夫婦の合計所得金額を合算した金額で判定します。夫婦の合計所得金額を合算して500万円未満であれば申請できます。
ただし、「貸与型奨学金」（公的団体又は民間団体から学生の就学や生活のために貸与された資金）の返済を現に行っている場合、「令和7年度課税（所得）証明書」をもとに算出した夫婦の合計所得金額から、奨学金の年間返済額を控除して判定します。

(Q2-3) 所得判定の際に控除できる貸与型奨学金の返済期間や金額は、どのように確認するのですか。

所得から控除できる貸与型奨学金の年間返済額の期間は、「課税（所得）証明書」の期間と同一期間で判定しますので、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの年間返済額です。
返済額は、奨学金返還証明書、返済に対する領収書や通帳等の写しにより確認します。

(Q2-4) 令和6年中の所得を確認する提出書類は、源泉徴収票でも問題ありませんか。

「令和7年度（令和6年分）課税（所得）証明書」の提出が必要です。
源泉徴収票だけでは、勤務先以外から支払われた収入があった場合に、それを把握することができないため、必ず、令和6年1月1日時点で住民登録があった自治体が発行する「令和7年度課税（所得）証明書」を提出してください。

3. 補助金の対象経費について

(Q3-1) いつ支払った費用が補助の対象になりますか。

令和7年4月1日から令和8年2月27日までの間に、支払いが完了している費用が対象です。

(Q3-2) 住居費のうち、対象となる費用は決まっていますか。

婚姻に伴う住宅取得費用は、建物の購入費のみが対象です。

また、住宅賃借費用は、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料のみが対象です。

区分	経費の例	補助の取扱
住宅取得費用に付随して発生 することが多い経費	土地購入代	対象外
	住宅ローンに係る手数料・利息	
住宅賃貸費用に付随して発生 することの多い経費	駐車場代	対象外
	物件の清掃代、鍵交換代	
	更新手数料	
	光熱水費	
	設備購入代	
	火災保険料、家財保険料	
	契約一時金、保証金	地域の商慣習にしたがい、敷金、礼金、仲介手数料と同一の性質のものと判断できる場合に限り対象とできます。

(Q3-3) 賃貸物件の住居費について、夫婦の一方が婚姻前から住んでいる住居に、もう一方が婚姻を機に入居する場合や、婚姻前から夫婦で同居している場合は、対象になりますか。

いずれの場合も対象になりますが、対象となるのは次のとおりです。

◆夫婦の一方が婚姻前から住んでいる賃貸物件に、婚姻を機にもう一方が入居する場合

→補助対象となるのは、同居開始後に生じた費用に限ります。また、同居開始が婚姻を機としたものでない場合は、婚姻日以降に生じた費用に限ります。

なお、上記の場合ではなく、婚姻を機に新たに物件を賃借する場合は、夫婦いずれかの名義で締結した賃貸借契約に基づくもののみが補助対象となります。ただし、婚姻日より前の賃借については、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機に新たに物件を賃借した場合に限ります。

賃借が婚姻を機としたものでない場合は、婚姻日以降に生じた費用に限ります。

◆夫婦が婚姻前から同居している賃貸物件の場合

→原則、婚姻日以後に生じた費用が対象となります。

ただし、住宅賃貸借契約書の入居者欄に、本人及び婚約者の記載がある場合など、婚姻を前提に同居していることが確認できる場合に限り、婚姻前の費用も対象とすることが出来ます。

(Q3-4) 婚姻を機に新たに賃貸物件に入居した場合、婚姻届の前に支払った敷金や礼金は、補助の対象になりますか。

婚姻を機としたものであれば、対象となります。ただし、令和7年4月1日から令和8年2月27日までに支払っている費用であり、夫婦いずれかの名義で締結した賃貸借契約に基づくもののみが対象となります。

(Q3-5) 勤務先から住宅手当の支給を受けている場合は、対象になりますか。

住宅手当分は対象外となります。このため、勤務先が発行する住宅手当支給証明書や給与明細等を確認することにより、住宅手当支給額を控除した金額を対象とします。

勤務先で住宅手当が支給されていない場合（月額0円）でも、「様式第2号（第5条第1項第7号関係）住宅手当支給証明書」を提出してください。

(Q3-6) 引越費用について、対象となるのはどのような費用ですか。

婚姻に伴う引越費用であれば、婚姻日より前に行った引越費用でも対象となります。

ただし、引越業者または運送業者（運輸局の許可を受けた運送業者）への支払いに係る実費が対象となります。

また、エアコン取付費用や不用品の処分費用、自らレンタカーを借りる・友人に頼む等して引っ越した場合にかかった費用、自分で荷物を宅配便で送った送料等は対象となりません。

(Q3-7) 口座振込やクレジットカードで支払ったので、領収書がないのですが、どうすればよいですか。

支払ったことが確認できる通帳の写し等を提出してください。

支払った方（口座名義人）、支払日、支払先、内訳明細、支払金額が確認できる書類が必要です。

スマートフォンのアプリ上でしか確認できない場合は、該当箇所全てを印刷の上提出してください。

申請者（または配偶者）が、いつ、どこに、何の経費を支払ったのかが確認できるように提出してください。

(Q3-8) 婚姻日より前の、住宅購入・住宅リフォームは、対象になりますか。

婚姻日から起算して1年以内に、婚姻を機として購入（リフォーム）した住宅であれば対象になります。住宅購入の場合、引き渡し証明書等の日付により確認します。リフォームの場合、契約書・請書の日付により確認します。

(Q3-9) 住民票の住所とは違う住宅について、補助金の申請はできますか。

申請できません。申請時に、夫婦の双方または一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていることが必要です。

(Q3-10) 住宅リフォームについて、対象となる費用はどのようなものですか。

婚姻日を機に住宅をリフォームを行う際に要した費用のうち、住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用となります。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構にかかる工事費用や、エアコン・洗濯機等の家電購入・設置に係る費用等は対象外です。

(Q3-11) 夫婦がリフォームを行う住宅の所有者である必要がありますか。

夫婦が所有者である必要はありません。ただし、夫婦の双方または一方の住民票が当該住宅の住所になっていること、また、夫婦のいずれかの名義でリフォーム工事を契約し、夫婦のいずれかが費用を支払っていなければなりません。したがって、自らリフォームを行った場合にかかった費用等は対象となりません。

なお、リフォームを行う住宅が、事務所兼自宅等の場合は、リフォームを行う部分が住居部分であること、費用が事務所経費で支払われていないことが必要です。

(Q3-12) 賃貸物件のリフォーム費用は対象となりますか。

対象となります。ただし、賃貸借契約等により、本来、貸主が負担するべき修繕費用は対象外です。

(Q3-13) 住宅取得・住宅リフォームの補助について、国の他の住宅に係る補助制度を使いましたが、対象となりますか。

以下の補助制度との併用はできません。（下記以外の国の他の補助制度との併用については要相談）

ただし、住宅リフォームにおいては、請負工事契約が別であり、かつ工期が別である場合は、併用できます。

- * こどもみらい住宅支援事業
- * 地域型住宅グリーン事業
- * ネット・ゼロ・エネルギーハウス実証事業
- * 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省CO2化促進事業
- * こどもエコすまい支援事業
- * 長期優良住宅化リフォーム推進事業
- * 住宅・建築物安全ストック形成事業
- * 次世代省エネ建材支援事業
- * 既存住宅における断熱リフォーム支援事業
- * 住宅エコリフォーム推進事業
- * 住宅・建築物省エネ改修推進事業
- * 高効率給湯器導入推進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金
- * 住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業
- * 子育てエコホーム支援事業

(Q3-14) 住宅取得費用および住宅リフォーム費用について、ローン払いですが、対象になりますか。

対象となります。ただし、ローン契約に基づくものに限ります。（土地代および利息は対象外）

なお、住宅取得費用については、建物の購入費に相当する費用のみ、リフォーム費用については、住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用に相当する費用のみが対象となります。また、夫婦の双方または一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていることが必要です。

* (Q3-2) (Q3-9) 参照。